

好で須恵器に近く火樺がみられるもの(4141・4497)、炭素が吸着するもの(4235・4357・4366・4367・4429・4434・4449)、4504は内面にコテ当てが見られるが焼成は瓦器と全く変わらないものである。椀についてはこのような還元焰焼成に近い、または軟質の須恵器とされるものは奥谷南遺跡²⁸などで多くみられ、天崎遺跡では須恵器に炭素が吸着したとみられるものや瓦器に似た焼成のものもあり、林口遺跡と似た状況を呈する。また、4351の小皿のように焼成が須恵器と全く変わらないものも存在する。このような土器は酸火焰焼成とは考えられず、簡易な窯で焼成されたものとみることができよう。

これらの中には墨書土器が5点あり、すべて底部外面に墨書されている。土師質土器の椀に「得」と書かれたものが2点みられ、しかも2点とも体部下半に回転ヘラ削りを施した椀である。2点は土師質土器の杯に墨書されたもので1点は「次」とみられが、1点は不明である。2点とも底部外面に回転糸切りの痕が残る。残る1点は県内では類例の少ない瓦器に墨書したもので、「新」または「斬」か「斯」とみられる。これら土師質土器はいずれも11世紀後半以降、瓦器は13世紀のもので、かつ、同時期とみられる蝙蝠扇の出土など後述しているように有力な勢力を持った者の存在がクローズアップされる。その人物がこれら墨書土器に何らかの関連があったのではなかろうか。(田中)

(5) 蝙蝠扇について

今回の発掘調査では蝙蝠扇と呼ばれる扇が出土した。これは高知県内初の出土であり、当時の服飾具を考えるうえで貴重な資料である。

まず、扇の歴史についてふれてみたい。招涼の具とされる団扇・扇の歴史は古く、扇の名が出てくる最も古い文献は、「とこしへに夏冬ゆげや裘 扇はなたず山に住む人」と草壁皇子の奉った歌が書かれている『万葉集』第9巻である。この『万葉集』は8世紀末には全巻完成したと考えられており、扇は8世紀代には存在していたことを示しているが、この歌に詠まれた扇は中国式の団扇であったと考えられている。扇も8世紀代に日本で発明されており、『和名類聚抄』には団扇と扇が区別されている。また、扇は万葉假名で「安布伎」とふられる。

扇には檜や杉の薄板を数枚重ねて、下端を綴じ、先端を白糸で繋げて扇にした檜扇(ひおうぎ)と、扇骨を数本重ねて、下端を綴じ、片面に紙を貼った蝙蝠扇(かわほりおうぎ)の2種類がある。檜扇は8世紀代に日本で発明され、10世紀代には中国に輸出されており、蝙蝠扇も9世紀代に発明されたと考えられている。檜扇がその材質から生じた名称であるのに対し、蝙蝠扇はその形が蝙蝠の手翼に類似していることから生まれたのではなく、「かみはり(紙貼)」から生じたものと考えられている。また、檜扇が冬扇と呼ばれ、蝙蝠扇は夏扇と呼ばれていたようである。

蝙蝠扇は、細骨扇と平骨扇の2種類があり、平骨扇には透しが彫られ、透扇と呼ばれていた。この透扇は11世紀代には葵祭に用いられていたようで、全ての骨に透し彫りが施されているものは「みなえりぼね」と呼ばれており、14世紀代には「皆彫骨扇」という漢字があてはめられた。この扇は『蒙古襲来絵巻』や『北野天神縁起絵巻』などに描かれている。また、将軍足利義政が熱田神宮に御神宝として皆彫骨扇を奉納している。この扇は骨の長さが約40cmで計12本あり、その骨には全て3ヶ所に透し彫りを入れてある。この透し彫りは「格狭間」と呼ばれるものである。この皆彫骨扇は

1. 林口遺跡 (5) 蝙蝠扇について

12～13世紀には若い公家や武士に持たれていたようである。そして軍扇として使われ、14世紀には対明貿易品として輸出されている。

次に前述したことを踏まえ、この扇の時期・形態についてみてみることにする。まず時期であるが、この扇が出土したSD-124からは土師質土器・瓦器・東播系須恵器・白磁・青磁などが出土し、白磁の碗(1335・1336)がV-4b類、青磁の碗(1337・1338)がI-2類であることから、12世紀中頃から後半にかけての時期が考えられる²⁰⁾。瓦器は全体が分かるものは出土していないが、底部の破片が出土している(1333)。これは底径4.4cmを測り、外底面には断面半円状の高台を貼り付けている。底部内面には平行線状のヘラ磨き、体部内面下半には円圈状のヘラ磨きを施している。これは和泉型瓦器碗とみられ、高台の形状や見込の暗文からⅢ期のものと考えられる²¹⁾。時期的には12世紀後半から13世紀前半にかけてのもので、青磁・白磁の時期とほぼ同時期である。また土師質土器の杯については成形が判別できるものは口クロ水挽成形が多く、底部の切り離しは回転糸切りである。口径・器高・底径が分かるものは8点(1305～1312)出土しているが、これらは口径11.7～14.2cm、器高3.7～4.6cm、底径5.8～8.0cmを測り、体部がやや内湾気味に立ち上がるものが1点ある以外、他は体部が斜め上方に直線的に立ち上がるものか、体部が直線的に立ち上がり口縁部が外反するものである。これらの形態的特徴は12世紀後半から13世紀前半のものともみられることからSD-124は12世紀後半から13世紀前半にかけて存続したと考えられ、この扇も12世紀後半から13世紀前半に服飾具として使用されていたと推察され、文献などで確認される時期と合致する。形態的にみてみるとこの扇は蝙蝠扇の皆彫骨扇で、6枚の骨が残存している。骨は厚さ約0.4cmで、末端から約1.7cmのところには要孔をあけ、なかに要が残る。骨の中程までは徐々に幅を減じ、中程から先は幅を広め「格狭間の形」の彫透しをいれる。末端は先を減じ、細く仕上げている。この形態の扇は伝世品として残っており、前述した室町幕府8代將軍足利義政が熱田神宮に奉納した扇と同じ形態のものと考えられる。

前述したように扇の歴史は古く8世紀頃から服飾具として使用されていたが、発掘調査で扇が出土するものは分解した破片が多く、全形をうかがえるものは少ない。主に畿内から多く出土しているが、多くは骨に透しをいれない平骨の扇(檜扇)である。出土例が多く散見されるのは、中央から左右に向けて長さを減じる11枚ほどの骨を1孔の要と綴紐によって綴合わせ、全開時には60度内外に開く檜扇である。この種の扇は平城京、平安京、滋賀県十里町遺跡から出土しているが、時期的には8世紀から9世紀のもので蝙蝠扇より古い²²⁾。蝙蝠扇は出土例が少なく、鳥羽離宮跡から1点出土している。この扇は透しが入れられていない平骨扇である²³⁾。時期的には12世紀から13世紀のようで、今回出土した林口遺跡の蝙蝠扇とほぼ同時期であり、出土地や前述した文献からみてもこれらの扇は貴族階級や武士階級が所有していたと考えられる。また、時期は下るが、草戸千軒町遺跡からも平骨の蝙蝠扇が出土している²⁴⁾。時期は14世紀前半と考えられており、この頃になると庶民にも扇が普及していたとみられる。

最後にこの扇の所有者について考えてみたい。平成8年度に発掘調査が行われた林口遺跡第I調査地区では溝で区画されたほぼ同時期の屋敷跡が確認されており、12世紀後半から13世紀にかけて存続していたことが判明している。また今回の調査でもほぼ同時期の屋敷を区画していたとみ

られる溝跡が検出されており、この地区に区画溝を伴う屋敷が数区画存在していたと考えられる。12世紀代にこの地域を支配していたのは蓮池権守家綱という人物で、『吾妻鏡』にはこの蓮池権守家綱は平清盛の子重盛の家臣であると記されており、『平家物語』の記述内容からみてこの蓮池家綱は権守といわれているように在地武士の有力者であったと考えられる²⁴。林口遺跡で確認された屋敷跡とこの蓮池家綱が直接結びつくとは言い難いが、ほぼ同時期であることから考えて林口遺跡の屋敷跡には蓮池家綱に関係する人物が居住していた可能性が考えられる。今回林口遺跡から出土した蝙蝠扇は前述したように皆彫骨扇であるが、他府県の出土地からみてもこのような扇を所有できたのは当時この地域でも有数の権力をもった人物かその人物に関係する人物であったと推察され、この扇の所有者は林口遺跡で確認された屋敷に居住していた人物ではなかろうか。このような扇は当時の武家にみられた貴族的な優雅さと武士的な武骨さを象徴していると考えられる。(下村)

(6) まとめ

今回の調査では、確認された遺構は平安時代末から鎌倉時代を始めとして近代にいたるものであった。以下本調査区を時代ごとに追ってみたい。

本調査区に初めて人の痕跡が認められるのは、平安時代末から鎌倉時代にかけての時期で、A区、B区を中心に多くの遺構が検出されている。本遺跡や周辺部に屋敷が造られ、中国を始めとして各地から搬入品が持ち込まれており、最も本遺跡が盛行していた時期である。しかし、室町時代に入ると林口遺跡第I調査地区の屋敷とは異なり、本遺跡に存在していた屋敷は廃絶してしまう。室町時代には屋敷は別の地へ移動してしまったとみられるが、この時期に本調査地区の北西に位置する残丘に林口城が築かれている。この林口城は具体的な築城時期、城主などは不明であるが、屋敷が廃絶されたあと軍事的な見地から、この地に城が築かれたものとみられる。

その後、近世中期まで人の痕跡は途絶えてしまう。近世中期以降には少数であるが遺構が確認されており、人の生活痕がみられるが実態は不明である。近世以降、本調査地区は耕作地に変化したと考えられ、昭和期には食料増産を目的として、湿田からより生産能力の高い乾田に変えるため多くの暗渠が埋設されている。現在は土佐市バイパスから四国横断自動車道土佐インターに向けてのアクセス道路が建設され、遺跡周辺の環境も大きく変化しようとしている。(下村)

2. 蓮池城跡北面遺跡

(1) 中世

今回蓮池城跡北面遺跡で確認された唯一の時期である。全域で遺物包含層並びに遺構が検出されているが、本遺跡で集落の中心となる掘立柱建物跡が検出されたのはA区のみであった。この建物跡は梁間2間、桁行6間の東西棟建物で、この建物の西側には溝跡(SD-102)が南北に走っている。この掘立柱建物の棟方向はN-75°-E、溝跡の主軸方向はN-16°-Wであるので、ほぼ建物跡と溝跡は直行し、この溝跡は掘立柱建物に伴うものとみられる。この掘立柱建物は規模から屋敷の母屋であると考えられ、時期的には12世紀後半から13世紀前半にかけてのものであり、林口遺跡で確認